

企画提案仕様書

1 趣旨・目的

京都府立山城高等学校食堂・売店について、生徒、教職員の福利厚生に資するため、豊富な経験と能力を有し、健全な運営の望める出店者を募集する。

2 出店場所

京都市北区大將軍坂田町 29
京都府立山城高等学校 食堂

3 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日（予定）から令和 9 年 3 月 31 日（出店準備期間含む）

ただし、京都府立山城高等学校長が支障がないと判断した場合は、当初の許可条件を変更しないことを前提に令和 13 年 3 月 31 日まで更新することができる。
（更新手続きは、毎年度必要）

4 出店内容（使用許可の用途）

- (1) 栄養バランスの取れた安心安全な食事の販売
- (2) 軽食の販売（カップ麺は禁止）
- (3) 飲料の販売（酒類は禁止）
- (4) 文房具等日用品の販売
- (5) その他店舗の運営に付随する業務の実施

5 使用料

京都府行政財産使用料条例第 3 条第 7 号により免除する

6 条 件

次に掲げる条件で、企画提案書（様式 1）を作成すること

(1) 出店場所・面積

食堂・209 m²の範囲内。この範囲内において、販売計画に基づいた什器等のレイアウト図を作成すること。

(2) 営業日及び営業時間

学校授業日の午前 8 時から午後 5 時までの間で希望する時間。長期休業（春・夏・冬）期間については学校と協議のうえ、柔軟な対応ができること。

(3) 販売商品・価格

ア 出店場所が教育施設であることを考慮し、販売品目を選定すること。

イ 土地建物は使用料免除とするため、一般価格より廉価な価格を設定すること。

(4) 経費負担

ア 光熱水費は出店者が負担すること。基本料金を含めた学校全体の使用料のうち、子メーター等で計量した使用量の割合で算定した額を学校が発行する納入通知書により、指定する期限までに納めること。

イ 店舗運営に必要な什器及び備品類は出店者が準備することとし、一覧を提出すること。

ウ 従業員に係る経費、営業に必要な消耗品等は、出店者の負担とする。

エ 店舗内の消毒、清掃、ゴミ処理にかかる経費、その他運営に係る経費は出店者の負担とする。

オ 営業等に必要な改装及び撤去等原状回復に係る費用については、出店者が負担すること。なお、改装を行う場合は校長に協議のうえ、承認を得ること。

カ 府を受取人とする火災保険に加入すること。

(5) その他

ア 安定的・継続的な店舗運営が可能な提案とすること。

イ 安定運営のために自動販売機の設置が必要な場合は、設置について提案に含めること。（自動販売機及び回収容器設置に必要な面積も考慮すること）

ウ 看板等の表示は出店場所内（使用面積内）で行うこととし、表示場所等も考慮したうえで提案すること。

エ コンプライアンス教育を含めた従業員教育について明記すること。

オ 教育活動への協働や協力等についての取組や考えを提案すること。また、独自の取り組み等あれば提案すること。

カ 仕様書に記載のない事項については、双方協議して定めることとする。

7 施設使用上の制限及び遵守事項

(1) 企画提案書に記載された事項については遵守のうえ、安全に配慮し、事故等がないように努めなければならない。

(2) 出店者は「教育財産使用許可書」の使用条件等を遵守し、施設の管理運営に関して学校の指示に従うこと。

(3) 施設利用にあたり、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。また、清掃等適切に行い、清潔に保つこと。

(4) 販売商品や価格は事前に校長の承認を得るものとし、変更する場合も同様とする。

(5) 搬入車両等学校敷地内を通行の際は、十分注意すること。

(6) 学校敷地内は全面禁煙であること。